

# インフルエンザ罹患による欠席報告書

滋賀県立米原高等学校

年 組 番 生徒名

発病した日	年 月 日 発熱、倦怠感などの症状がみられた日
医療機関受診日	年 月 日
受診した医療機関 (病院・医院の名称)	病院・医院・クリニック・診療所
診断された病名	インフルエンザ (A型 ・ B型 ・ 医師の臨床診断)
解熱した日	年 月 日
学校を欠席した期間 <small>校長が指示する出席停止期間と必ず 一致するものではありません。</small>	年 月 日から 年 月 日まで
学校保健法 基準	発症した後、発熱の翌日を1日目として5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

医師の指示に従い、学校を欠席（自宅療養）したことを報告します。

添付書類： ・ 診療報酬明細書（写）  
・ 調剤明細書（写）  
・ その他（ ）  
(インフルエンザの罹患がわかる書類の添付)

滋賀県立米原高等学校長宛

年 月 日

保護者名 印

## インフルエンザによる出席停止期間について

学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間の基準が「解熱後2日を経過するまで」から「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となっています。インフルエンザ発症後、学校へ登校するには下記の2つの条件を両方満たす必要があります。

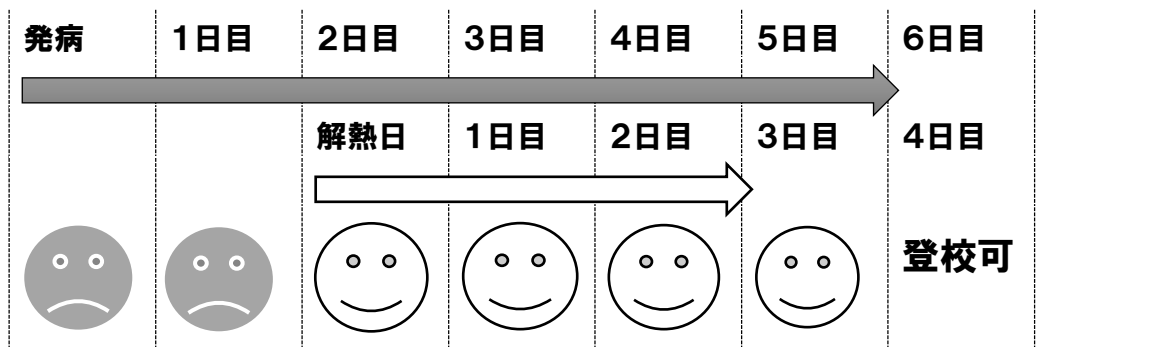
- ・ 解熱後2日が経過していること
- ・ 発症後5日が経過していること

発症とは発熱の症状が現れたことを指します。

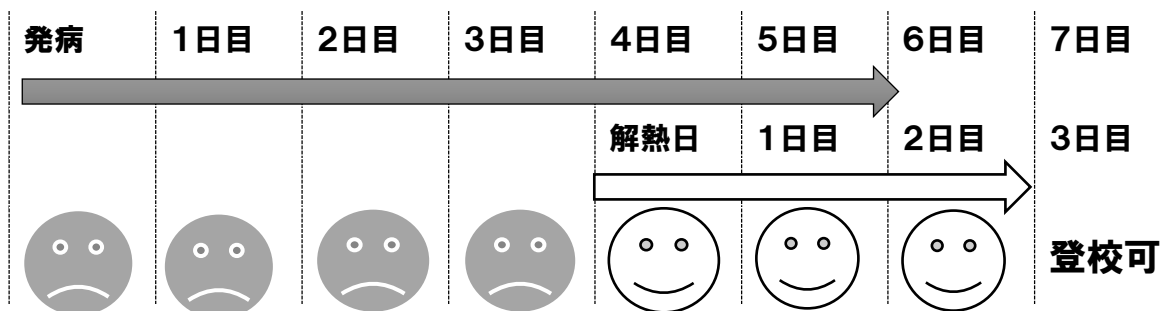
日数の数え方は発熱が始まった日は含まず、翌日からを発症第1日目と考えます。



この場合、発症後6日目に登校できます。



この場合、解熱して2日経過しても、発症後5日が経過していない為、すぐには登校できません。発症後6日目に登校できます。



この場合、発症後5日が経過していても、解熱後2日は経過していない為、登校できません。発症後7日目に登校できます。